

# 職場の健康づくりを応援します！

## 平成29年度 産業保健関係助成金のご案内

### ストレスチェック助成金

(労働者数50人未満の事業場が対象)

○小規模事業場が産業医の要件を備えた医師と契約し、ストレスチェック等を実施した場合に、次の費用を助成する。

- ①ストレスチェックの実施に対する助成  
・従業員1人につき**500円**を上限として、その実費額を支給。
- ②ストレスチェック実施後の面接指導・意見陳述の産業医活動に対する助成  
・産業医活動1回につき**21,500円**を上限として、その実費額を支給(一事業場につき年3回が限度)。

### 新 産業医活動助成金

(労働者数50人未満の事業場が対象)

○小規模事業場が産業医の要件を備えた医師と職場巡視、健康診断異常所見者に関する意見聴取、保健指導等、産業医活動の全部または一部を実施する契約をした場合に実費を支給(6か月当たり**10万円**上限×**2回**限り)。

※一事業場につき将来に亘って2回の支給に限ります。

### 新 職場環境改善計画助成金

(労働者数の制限なし)

○ストレスチェック実施後の集団分析を踏まえ、

**【Aコース】**専門家(※)の指導に基づき、職場環境改善計画を作成・実施した場合に、指導費用及び機器・設備購入費の実費を支給(**10万円**上限、うち機器・設備購入費は上限**5万円**かつ単価**5万円以内のもの**で将来に亘り**1回**限り)。

(※):産業医、保健師、看護師、精神保健福祉士、産業カウンセラー・臨床心理士等の心理職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士

**【Bコース】**メンタルヘルス対策促進員の助言・支援(訪問3回まで)を受け、職場環境改善計画を作成・実施した場合に、機器・設備購入費の実費を支給(上限**5万円**かつ単価**5万円以内のもの**で将来に亘り**1回**限り)。

### 新 心の健康づくり計画助成金

(労働者数の制限なし)

○メンタルヘルス対策促進員の助言・支援(訪問3回まで)を受け、心の健康づくり計画(ストレスチェック実施計画を含む。)を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合に支給(一律**10万円**)。

※一企業につき将来に亘って1回の支給に限ります。

産業保健関係助成金のお問い合わせは

独立行政法人 **労働者健康安全機構**



**0570-783046**

ナ ヤ ミ ラ シ ロウ



◆この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。◆

## 「ストレスチェック助成金」が使いやすくなりました。

- ① 小規模事業場登録届出がなくなりました。
- ② 実施対象期間が1年度単位となりました。
- ③ 申請期間が4月15日から翌年度6月30日までとなりました。
- ④ 助成金の対象となる産業医活動が「ストレスチェック実施後に面接指導を実施すること」「面接指導の結果について、事業主に意見陳述をすること」の2点のみとなりました。

平成29年度から産業保健関係助成金のメニューが**拡充**されました。

※新たな助成金は**平成29年6月1日**から**申請受付**を開始する予定です。

ストレスチェックの実施及び面接指導等(労働者数50人未満の事業場が対象)のほか、ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえた職場環境改善計画を作成・実施した場合の助成金です。

※「心の健康づくり計画助成金」は、事業場単位ではなく、**一企業について、将来に亘り1回限りの支給**となりますのでご注意ください。

### 労働者数**50人以上**の事業場

### 労働者数**50人未満**の事業場

新

#### 産業医活動助成金

#### ストレスチェック助成金

(労働者数50人未満の事業場が対象)

新

#### 職場環境改善計画助成金

(労働者数の制限なし)

新

#### 心の健康づくり計画助成金

(労働者数の制限なし) ※企業単位

助成金に関するお問い合わせ・申請はこちら

独立行政法人労働者健康安全機構



産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号 事務管理棟

受付時間 平日 9時～12時 13時～18時 (土曜、日曜、祝日休み)

産業保健関係助成金

検索

<http://www.johas.go.jp/>

※各種申請様式は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。